

2011年4月8日
日 本 銀 行

2011年度の考査の実施方針等について

1. 日本銀行考査について

考査とは、日本銀行が、取引先金融機関等の業務及び財産の状況を把握するため、取引先との契約に基づいて行う立入調査のことである（日本銀行法第44条¹⁾）。考査は、経営実態の把握に加えてリスク管理体制を点検し、必要に応じてそれらの改善を促すことを通じて、金融システムの安定性の確保に貢献している。

また、日本銀行は、金融システムの情勢を総合的に分析・評価し、政策運営に活かしている。取引先金融機関等の状況を把握できる考査は、金融システムのマクロ的な分析・評価にとっても、極めて有用なものとなっている。

日本銀行では、毎年度の考査の実施方針等を政策委員会の議決を経て決定している²⁾。この「2011年度の考査の実施方針等について」では、2010年度の考査の実施状況とともに、2011年度考査の基本的な考え方、考査実施上の重点ポイントなどを記載している。日本銀行としては、この実施方針等に基づいて、効率的かつ効果的な考査運営を行っていく。

¹ 日本銀行法第44条では、「日本銀行は、第37条から第39条までに規定する業務を適切に行い、及びこれらの業務の適切な実施に備えるためのものとして、これらの業務の相手方となる金融機関等との間で、考査に関する契約を締結することができる」と規定している。

² 日本銀行法第15条第2項第5号では、政策委員会の議決を経なければならない事項として、「考査に関する契約の内容及び毎事業年度の考査の実施に関する重要事項」を掲げている。

2. 2010 年度を振り返って

(1) 考査の実施状況

日本銀行は、2010 年度において、国内銀行 38 先、信用金庫 43 先、外国銀行・証券会社³等 19 先の合計 100 先に対し、考査を実施した。

考査実施先数の推移

	2008 年度	2009 年度	2010 年度
国内銀行	5 2	4 6	3 8
信用金庫	4 6	4 7	4 3
外国銀行・証券会社等	3 0	1 9	1 9
合 計	1 2 8	1 1 2	1 0 0

(2) 考査結果の概要

国際金融危機後、わが国金融機関においても多額の信用コストや有価証券関係損失が発生したことを踏まえ、2010 年度の考査では、2009 年度に続き、金融機関の資産内容を詳細に点検するとともに、リスク管理上の課題について検証した。各金融機関では、貸出や有価証券などのポートフォリオの見直しやリスク管理体制の整備が進められていたが、リスク管理の実効性にはなお課題がみられた。

また、考査では、足許及び先行きの収益力・経営体力を評価している。自己資本の増強や内部留保の蓄積から、多くの先が相応の経営体力を確保している。もっとも、一部の先では、ダウンサイドリスクの顕在化に備えた自己資本の充実等が必要と認められた。また、営業基盤や収益力の強化について必ずしも十分な展望が開けていない先もみられ、今後の課題となっている。

³ ここでいう「証券会社」とは、金融商品取引法第 28 条に定める第一種金融商品取引業のうち、同条に定める有価証券関連業に該当する業務を行う者を指す。

(3) 考査を通じてみられたリスク管理面の特徴

イ. 信用リスク管理

1998年の自己査定制度導入以来、金融機関は、これに基づく審査管理体制を構築してきており、考査では、金融機関の自己査定の精度について検証を行っている。2010年度の考査結果からみると、自己査定は概ね適切に行われていたものの、企業の経営実態の把握が必ずしも十分でない先が多い。また、国際金融危機やその後の企業業績の低迷などにより、正常先・要注意先からの突発的破綻が発生している先も少なくない。こうした先では、審査・管理能力を一段と強化する必要がある。

企業再生支援については、多くの先で体制整備が進展しているほか、一部には、専門の担当部署による積極的な企業サポート等により、成果をあげつつある先がみられた。しかし、全体としてみると、企業再生支援の取組みが十分に実効をあげているとは言い難く、企業の経営実態を踏まえた経営改善計画の策定やきめ細かな進捗管理が必要である。

住宅ローンについては、企業向け貸出が伸び悩む中で積極的に推進する先が多く、貸出全体に占める割合が引き続き増加している。また、現時点では、住宅ローンから発生する信用コストは低水準で推移しているものの、延滞率や代位弁済率が高まる傾向にある先が少なくない。こうした点を踏まえると、顧客属性等関連データの整備やポートフォリオの分析、同分析結果の審査・管理面への活用など、住宅ローンのリスク管理を強化する必要がある。

信用格付制度については、多くの先で導入が進んでいるが、その精度が十分でなかったり、格付に基づくポートフォリオの分析が不十分な先がみられた。こうした先では、信用格付制度の有効性を点検するとともに、格付に基づくポートフォリオの分析や同分析結果の審査・管理面への活用などに取り組む必要がある。

ロ. 市場リスク管理

多くの金融機関は、リスク特性が複雑な金融商品に対して、慎重な運用姿

勢を継続しており、国内債券中心のポートフォリオを構築している。こうした中、地域金融機関を中心に、金利リスク量が増加している先が多い。

リスク管理面に関しては、限度額管理の枠組みの導入など、基本的な体制整備が進んでいる。しかし、多くの地域金融機関では、経営陣の関与等が十分でないため、リスク管理の実効性が確保されていない。例えば、リスクの分析・検証や経営陣への報告に改善の余地がある先が多くみられたほか、市場動向の変化により損失が拡大する過程や限度額抵触時においても、対応協議が機動的に行われていない、あるいは不十分である先が多くみられた。また、金利リスク量が増大する中、金利変動が期間損益や経営体力等に与える影響の把握などにも課題がみられた。

株式保有リスクに関しては、保有基準の明確化や保有するメリットの検証に課題のある先が多くみられたほか、削減方針を打ち出しているにもかかわらず、削減への取り組みが十分でない先がみられた。

ハ. 流動性リスク管理

流動性リスクは、円貨・外貨とも抑制されているが、金融機関には、引き続きストレス局面を想定した流動性リスクの管理が求められている。

こうした中、大手金融機関や外国金融機関では、ストレスシナリオの内容等に改善の余地が認められたほか、流動性に関するコンティンジェンシープランの実効性確保等に課題がみられた。

地域金融機関では、日常の資金繰り管理面では特に問題はみられなかったものの、多くの先で、緊急時の危機レベルに応じた対応方針の策定や現金搬送の実効性確保などに課題がみられた。

二. オペレーショナルリスク管理⁴

金融機関の業務・システムに内在するリスクや環境の変化を踏まえた、自律的なリスク管理サイクルの確保が全体として進んできている。もっとも、事務センターへの事務集中化やリスクの高い金融商品販売等に伴うリスクプロファイルの変化に管理体制が十分に追いついていない先、C S A (Control Self-Assessment) 等のリスク分析手法の実効性の確保が十分でない先などがみられた。

システムリスク管理については、システムの共同化に伴い、自行庫のシステム要員数の減少等から、委託先のモニタリング体制等に課題がある先がみられた。

業務継続体制は、一般的に整備が進んでいる。もっとも、①被災時の想定シナリオの洗出し、②重要業務の遂行に必要な要員数の算定、③組織横断的な訓練の実施など、業務継続計画の実効性を向上させる余地がある先がみられた。なお、新型インフルエンザ対応については、ほとんどの先で整備を進めている。

ホ. 経営管理

内部監査については、着実に体制整備が進んできている。もっとも、本部・関連会社業務に対する監査の深度、信用・市場リスク管理に対する検証力などに課題がみられた。

統合リスク管理については、既に多くの先で導入され、統合されたリスク量が資本の範囲内に収まることの確認が行われていた。また、リスク計測の限界等を踏まえ、大手金融機関では、ストレステストの充実が図られている。地域金融機関でも、多くの先がストレステストを実施しているが、自らのリスクプロファイルに即したシナリオの設定、テスト結果の評価、これらに対する経営陣の関与の面で課題があり、経営判断への活用に繋がっていない先

⁴ 考査では、事務、コンピューターシステム、業務継続などの業務運営全般にわたるリスクをオペレーショナルリスクと称している。

が少なからずみられた。

3. 2011年度の考査の実施方針

(1) 基本的な考え方

金融機関経営を巡る環境は、引き続き様々な不確実要因を抱えており、特に、東日本大震災が金融機関に与える影響については、注意深くモニタリングしていく必要がある。日本銀行としては、2010年度の考査においてみられた課題をも踏まえ、2011年度の考査を、以下の考え方のもとに実施していく。その際、震災に伴う金融機関業務への影響に最大限配慮した考査運営に努めることとする。

第一に、金融機関の資産内容や流動性など、財務実態の的確な把握に努める。その際、債務者の信用状況等については、震災によるものを含め、背景等を十分考慮に入れつつ確認する。その上で、ストレステスト等を用いながら、金融機関の経営体力を評価する。また、こうした作業を通じて、金融機関の経営の健全性確保を促すとともに、金融システムに内在するリスクの把握にも努める。

第二に、考査では、金融機関の業務やリスクの状況に即した適切なリスク管理を促していくが、2011年度においては、リスク管理に関するガバナンス面の検証を強化する。具体的には、①経営陣のリスク認識やリスクテイクに対する考え方、リスク管理への関与の度合い、②組織内の情報伝達の仕組みやコミュニケーションの状況、③取締役会や監査役会、各種委員会、内部監査等の機能度、などを確認・検証し、必要な助言を行う。また、金融機関が、リスクプロファイルや外部環境の変化に対応し、自らリスク管理を改善していく体制を構築するよう促していく。

第三に、考査では、金融機関が金融仲介機能を発揮する上で必要となる審査・管理力や企業再生支援の体制について、引き続き検証・助言する。更に、持続的かつ安定的な金融仲介機能の発揮という観点から、自己資本の質・量

の十分性に関する認識とこれに基づく資本政策、収益力向上への取組みを含む今後の経営の方向性などについて確認し、必要な助言を行う。

第四に、考査運営面では、2008年度以降実施している「リスクベース考査」を継続する。その際には、重点的に調査すべき分野に範囲を限定した「ターゲット考査」を活用する。また、考査の実効性向上を図る観点から、オフサイトモニタリングとの連続性の強化や、海外拠点等を含むグループ全体の経営実態の把握に努めるとともに、必要に応じ、考査先が考査結果の内部フォローアップを行うよう、要請する。

(2) 考査実施上の重点ポイント

考査の実施に当たっては、前述の基本的な考え方を踏まえ、特に以下の点を重視する。

イ. 経営管理

ガバナンスの構造と有効性

リスク管理の実効性を確保するためには、外部環境の変化に応じて適切かつ健全な経営判断がなされるよう、ガバナンスが十分に機能することが必要である。

考査では、経営陣のリスクテイクに対する考え方、各種ステークホルダーの経営上の位置付け、それらを踏まえた経営方針、ディスクロージャーに関する方針、経営の意思決定や監視のプロセス、などを確認する。

また、グループとして金融サービスを提供している先については、海外拠点等を含むグループ全体の経営管理の枠組みを確認する。

その上で、主にリスク管理の観点から、①取締役会や委員会等各種の機関が有効に機能しているか、②組織全体で十分なリスク認識の共有が図られているか、③リスクプロファイルや外部環境の変化に応じてリスク管理の改善

を自律的に図っているか、などを点検する⁵。

経営体力とリスクの評価に基づく経営管理

金融機関経営においては、経営体力とリスクのバランスを踏まえた経営管理が重要である。

考査では、①経営体力とリスクの状況の検証結果が経営陣に対して定期的に報告され、必要な対応が協議・実施されているか、②こうした検証や協議等の際に、ストレステスト等が適切かつ有効に活用されているか、などを点検する。ストレステストは、不確実性の高い金融経済情勢のもとで、リスク認識を組織的に共有する手段として、有用である。ストレステストが未実施の先にはその導入を促していくとともに、既に実施している先については、経営陣の関与のもと、実施目的や評価の視点を明確化した上で、当該目的やリスクプロファイルに合わせたストレスシナリオが設定されているか、テストの結果を組織的に評価し、経営判断に繋げているか、などを点検する⁶。

経営管理・リスク管理に必要な情報把握体制の整備

金融機関の業務やポートフォリオが複雑化・多様化している中、経営管理・リスク管理に必要な情報を組織全体として適切に把握するための体制⁷を整備し、適切に運用することが重要となっている。

考査では、特に、大手金融機関、地域銀行について、①情報インフラを含む情報把握体制が適切に整備されているか、②その情報の信頼性や適時性が確保されているか、などを点検する。

⁵ その際、バーゼル銀行監督委員会が2010年10月に公表した「コーポレート・ガバナンスを強化するための諸原則 (Principles for enhancing corporate governance)」も参考とする。

⁶ その際、バーゼル銀行監督委員会が2009年5月に公表した「健全なストレス・テスト実務及びその監督のための諸原則 (Principles for sound stress testing practices and supervision)」も参考とする。

⁷ 経営管理・リスク管理を効果的に行う上で必要となる各種情報を収集する枠組みは、「Management Information System」(MIS)と呼ばれている。

内部監査の有効性

内部監査は、金融機関が業務の適正性を確保するとともに、リスク管理を自律的に充実させていく上で、重要な機能を担っている。

調査では、①金融機関が自らのリスクプロファイルをもとに、監査対象の選定や監査資源の配分を適切に行っているか、②本部・関連会社業務や信用・市場リスク管理面等の監査による検証が適切に実施されているか、③内部監査の重要性を経営陣が十分に認識し、監査結果をもとに適切な対応を図っているか、などを点検する。

ロ. 信用リスク管理

調査では、自己査定を検証等を通じて、金融機関の審査・管理力について引き続き点検し、その向上を促していく。その際、今般の震災による被害の大きさを踏まえ、影響を受けた債務者の信用状況等については、金融機関による実態把握の困難さや再建に要する期間の長さなどを十分考慮に入れた確認を行う。その上で、2011年度においては、以下の点を重点的に点検する。

経営改善計画の十分性と企業再生支援の実効性

中小企業を中心に企業経営を巡る環境が引き続き厳しい中で、貸付条件を変更する事例が増えている。

調査では、こうしたもとで策定されている経営改善計画について、①企業の経営実態を十分に反映した内容となっているか、②適切な中間管理がなされているか、などについて検証する。その上で、③計画の実現可能性についての評価を踏まえ、必要に応じ、企業の経営改善に向けた計画の見直しを含めた今後の対応について確認する。更に、④経営陣の関与を含め、企業再生支援の実効性向上に向けた体制が構築されているかどうかを点検し、金融機関による円滑な金融仲介機能の発揮という観点から、必要な助言を行う。

住宅ローンのポートフォリオ分析とその活用

多くの金融機関において、与信ポートフォリオに占める住宅ローンの割合が高まってきている。こうした中、厳しい雇用・所得環境の継続を背景に、住宅ローンの延滞率や代位弁済率が高まる傾向にある先が少なくない。

調査では、特に住宅ローンに注力している先を対象に、①顧客属性等に基づく分析を通じて、ポートフォリオの質と先行きの変化の可能性を把握しているか、②こうした分析結果を審査・管理の見直しに活用しているか、などを点検し、住宅ローンの管理体制の強化を促していく。

信用格付制度の有効性確保に向けた取組み

信用格付制度は、多くの先で導入が進んできているものの、国際金融危機やその後の企業業績の低迷などにより、正常先・要注意先からの突発的破綻が発生していることもあって、その精度が十分でない先がみられる。

調査では、①金融機関が信用格付制度の有効性を検証し、必要に応じて改善に向けた取組みを行っているか、②格付を用いてポートフォリオの分析を行い、その結果を審査・管理等に活用しているか、などを点検する。

海外与信管理の実効性

一部の大手金融機関は、新興国を中心とした資金需要の高まりや取引先企業のアジア地域等への進出の動きなどを背景に、海外与信を増加させている。

調査では、大手金融機関のうち、特に海外与信に注力している先について、海外与信の自己査定を検証等を通じて、与信内容をきめ細かく調査する。その上で、①海外拠点における審査・管理体制が十分に整備されているか、②本部がこれを適切にモニタリングしているか、③本部がグローバルベースでの信用リスクを適切にコントロールしているか、などを点検する。

ハ. 市場リスク管理

調査では、市場関連業務の内容を確認するほか、リスク特性が複雑な金融

商品について、自己査定を検証等を通じて、リスクプロファイルの把握や管理の状況を点検する。その上で、2011年度においては、以下の点を重点的に点検する。

リスクテイクに対する方針とそのもとでの体制整備

経営陣は、市場ポートフォリオ運用でのリスクテイクに対する考え方を明確に示すとともに、それを踏まえて、投資計画の策定やリスク管理体制の整備・運営などを行うことが必要である。

考査では、経営陣の市場ポートフォリオ運用への収益期待とリスク認識を確認した上で、①経営陣のリスクテイクに対する方針が明確に示され、組織内で十分に共有されているか、②こうした方針を踏まえた上で、投資計画の策定、個別投資案件の検討、リスク管理体制の整備・運営がなされているか、などを点検する。

リスクに関するコミュニケーション

国際金融危機の経験を踏まえると、市場動向やリスクプロファイルの変化に機動的に対応するためには、経営陣の関与のもとで、リスクに関する情報の収集・分析と対応協議などのコミュニケーションが適切に行われることが重要である。

考査では、①市場や経済等の動向に関する多面的な情報の収集やそれに基づく分析が行われ、組織内で共有されているか、②そうした情報や分析を踏まえて、ポートフォリオ運営に関する協議が適時かつ十分になされているか、などを点検する。

株式保有リスクの管理

株価変動は、金融機関の収益や経営体力に大きな影響を与えるため、株式保有リスクへの対応が引き続き重要な経営課題となっている。

考査では、①株式を保有するメリットが合理的に検証されているか、②ス

トテスト等を活用し、株価変動に伴う収益や経営体力への影響を確認しているか、などを点検する。その上で、経営体力に比べて株式保有リスクが高いとみられる金融機関に対しては、リスクの削減や自己資本の充実に向けた取組みを促していく。

二. 流動性リスク管理

日本銀行は、オフサイトモニタリングと考査の両面で、金融機関の流動性リスク管理体制を確認している⁸。考査では、流動性リスク管理に係る経営陣の関与や組織的なコミュニケーション、ストレス局面での対応力、グローバルな流動性リスク管理を重点的に点検する。

経営陣の関与や組織的なコミュニケーション

資金繰りは、資産・負債に係る業務の運営と密接な関係がある。したがって、資金繰りの安定性確保には、経営陣の十分な関与が必要であるほか、関係部署間で情報共有が適切に行われることが重要である。

考査では、経営陣の関与のもとで、①財務状態や資金調達能力等に照らした流動性リスク許容度が設定され、遵守のためのモニタリングやコントロールの体制が構築されているか、②預金や市場の動向等資金調達環境について、日常から情報共有がなされ、局面変化に迅速に対応できる体制となっているか、などを点検する。

ストレス局面での対応力

流動性リスクの管理では、各種のストレス事象に耐え得る対応力を平時から備えておくことが必要である。

考査では、①流動性リスクプロファイルに照らして、資金調達の困難化や資金流出といったストレスシナリオを設定し、資金化可能な流動資産の十分

⁸「国際金融危機を踏まえた金融機関の流動性リスク管理のあり方」（日本銀行、2010年7月）を参照。

性を検証しているか、②流動性コンティンジェンシープランにおいて、各種ストレス状況への対応方針、組織内の権限・責任範囲、発動及び管理段階の引上げの手順等を明確に定めるとともに、定期的な検証によりその実効性を確保しているか、などを点検する。

グローバルな流動性リスク管理

国際的に活動する金融機関においては、各拠点の現地市場での資金調達とグループ内の資金融通の各々に関するリスクを十分認識した上で、グループ内の適切な流動性管理を行うことが重要である。

考査では、こうした金融機関について、海外拠点を含むグローバルな流動性リスク管理体制を点検する。

ホ. オペレーショナルリスク管理

考査では、金融機関の業務・システムについて、リスクプロファイルの把握や管理の状況を点検する。また、今般の震災を踏まえ、金融機関において、システム面や業務継続体制などに関する見直しの動きが広がるとみられ、考査においても、それらに対し必要な助言を行う。その上で、2011年度においては、以下の点を重点的に点検する。

自律的なリスク管理サイクルの機能度

金融機関の業務の環境や内容が急速に変化する中、業務やシステムに内在するリスクや問題点を自ら把握し、その改善に努めていくP D C Aサイクルを確立することが重要である。

考査では、①業務体制の変更に伴う業務プロセスの変化、事件・事故や事務ミス・システム障害などの発生状況、苦情やトラブルに関する情報などをもとにしたリスクの洗出し、②これを踏まえた事務体制や規程の見直し、システムサポート機能の充実など、リスク管理面の施策、③業務の遂行を通じたモニタリングや内部監査等による検証、④必要な改善措置の実施といった、

P D C Aサイクルが十分に機能しているか、などを点検する。

また、決済面におけるプレゼンスの大きい先や、他の金融機関に決済サービスを提供している先については、決済業務に係るオペレーショナルリスクの管理状況を点検する。

システムに関する経営陣のリスク認識とそれに基づく体制整備

システムの安定性・安全性確保のためには、経営陣が、リスクを適切に認識した上で、リスク管理体制を整備・強化することが必要である。

調査では、経営陣が、①システムの開発や運用に関するリスクを適切に認識しているか、②そうしたリスク認識を踏まえ、システム障害等の防止を含めて、必要なリスク管理体制を整備しているか、③リスクや環境の変化を踏まえて、必要に応じて、体制の見直しを行っているか、などを点検する。

システム障害等の発生時の対応

金融機関の基幹システムについては、顧客や他の金融機関に影響を与えたり、復旧に長時間を要する障害が引き続き発生している。システム障害等が発生した場合には、経営陣の関与のもとで、情報の収集・分析と対応協議を適切に行うことによって、影響の広がりを抑制するとともに、システムを迅速に復旧させることが必要である。

調査では、①障害等が発生した場合の情報の収集・分析や対応協議などに係るプロセスが明確にされているか、②訓練等を通じて、そのプロセスの実効性を定期的に確認するとともに、必要に応じて、見直しを行っているか、などを点検する。

共同システムのリスク管理

地域金融機関によるシステム共同化が進展しているなかで、委託先や共同センターの管理が重要となっている。

調査では、共同化への移行を含めた各種プロジェクト管理や委託先管理の

適切性について、委託先や共同センターへの調査も交えて点検する。

業務継続体制の整備状況

業務継続体制の整備は、各金融機関の業務上の課題であるのみならず、わが国の決済システムの円滑な運行という観点からも重要である。

考査では、金融機関に対して、業務継続体制の整備と実効性確保を促していく⁹。特に、決済面におけるプレゼンスが大きい先については、業務継続計画の内容の十分性や整合性、経営資源の確保を含めた実効性について点検を行う。その他の金融機関についても、業務内容や地域におけるプレゼンス等を踏まえた点検を行い、必要な助言を行う。

また、病原性の高い新型インフルエンザ流行に備えた体制整備について、重要業務の絞込みや要員面を中心に引き続き点検する。

へ. 収益・経営体力

収益力・経営体力の評価

金融機関が持続的かつ安定的に金融仲介機能を発揮していくためには、基礎的な収益力の向上と自己資本の充実が必要である。

考査では、自己査定を検証等を通じて金融機関の財務実態を把握する。更に、ストレス状況の発生を含めた複数のシナリオを想定することにより、足許及び先行きの収益力、経営体力を評価する。その上で、自己資本の質・量の十分性に関する認識とこれに基づく資本政策、収益力向上への取組みを含む今後の経営の方向性などについて確認し、必要な助言を行う。

⁹ その際、「業務継続体制の実効性確保に向けた確認項目と具体的な取組事例（増補改訂版）」（日本銀行金融機構局、2010年3月）も参考とする。

(3) 考査運営面の対応

考査運営面では、2008 年度から実施している「リスクベース考査」を継続する。この枠組みは、取引先金融機関等について、その保有するリスクが顕在化した場合の金融システムに及ぼす影響度と、経営体力の余裕度やリスクテイクの状況などの経営実態という二つの視点で総合評価し、それを踏まえて考査の頻度、調査範囲、要員数などにメリハリをつけるという考え方である。また、その一環として、特に重点的に調査すべきリスク分野等に範囲を限定した「ターゲット考査」を引き続き活用していく。

2011 年度においては、考査の実効性向上を図る観点から、オフサイト情報の更なる活用等、考査とオフサイトモニタリングの連続性強化を図る。また、各種金融サービスをグループで提供している先については、海外拠点等を含むグループ全体の経営実態の把握に努める。その際、特にグローバルベースでの展開を図る先については、必要に応じ、海外当局や海外本部との意見交換を実施する。このほか、信託銀行や証券会社、外国金融機関などに対しては、その業務特性を十分に踏まえつつ、考査を実施する。

加えて、考査の立入調査の前に、必要に応じ、リスクプロファイル等の把握を目的とした内部監査部署との面談を行う。考査を通じて経営上の重要な課題が確認された場合には、従来から「考査に関する契約書」第9条第2項¹⁰に基づき、考査先にその後の改善に向けた取組状況を日本銀行のオフサイト部署に報告するよう求めてきた。今後は、こうした枠組みを維持しつつ、報告を求めるに至らない場合であっても、金融機関の経営管理・リスク管理の向上の余地が大きいと認められる場合には、考査先に内部フォローアップを要請し、自律的な改善に向けた取組みを促していくこととする。

なお、日本銀行としては、考査の運営や結果に対し考査先から十分な納得や信頼が得られるよう、適切に対応していく。具体的には、考査期間終了後に

¹⁰ 「甲は、考査による乙の業務および財産の状況の把握を遂行するため必要な範囲で、乙に対して、前項以外の考査期間外においても、その業務および財産の状況について報告または資料の提供を求めることができる。」なお、甲は「日本銀行」、乙は「考査先」を指す。

実施している「審査運営に関するアンケート」等により、審査先から寄せられた意見・要望への対応を通じて、審査先の事務負担の軽減や審査運営プロセスの改善に努めていく。また、審査に関する資料提出について、審査先の事務負担等を勘案しつつ、引き続き見直しを図っていく。

この間、今般の震災に伴う金融機関業務への影響に最大限配慮した審査運営に努めることとする。

以 上